

均衡待遇・正社員化推進奨励金支給申請書

均衡待遇・正社員化推進奨励金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

平成 年 月 日

労働局長 殿

①申請事業主	(事業主)		(代理人・社会保険労務士<提出代行者・事務代理者>)			
	住所(〒 -)		住所(〒 -)			
	名称		名称			
	氏名		氏名			
電話番号() -		電話番号() -				
常時雇用する労働者数 (うち通常の労働者)		人 (人)		企業規模		中小規模・大規模 ※該当に○ (300人以下) (301人以上)
主たる事業		雇用保険適用事業所番号 ※本社の番号				
労働保険番号		都道府県	所管	管轄(1)	基幹番号	枝番号
②制度導入		(1)就業規則届出日・労働協約締結日		平成 年 月 日		
③対象労働者	(1)氏名		(2)雇用保険被保険者番号			
	(3)短時間正社員制度を適用した日 平成 年 月 日		(4)短時間正社員制度の適用後6か月分の賃金を支給した日 平成 年 月 日			
	(5)1週間の所定労働時間 () 時間		同一事業所のフルタイム正社員 () 時間			
	(6)短時間正社員になる前の状況 1 新規採用 2 フルタイム正社員 3 パートタイム労働者 4 その他					
	(7)(6)が2の場合：短時間正社員制度の利用理由：()					
	(8)(6)が3又は4の場合：過去3年間に当事業所の通常の労働者又は短時間正社員だった期間の有無：有・無					
	(9)他の助成金等の支給(申請) 有・無 有の場合：助成金等の名称()					
(10)本人確認		③の内容について確認しました。短時間正社員制度の適用は私の希望であることを確認します。 平成 年 月 日 (対象者氏名)				
④支給額	(1)対象労働者数		(2)これまでの合計	(3)対象労働者数×20万円(大規模企業は15万円) (母子家庭の母等の場合は10万円加算)		
	(I)今回的人数 人	(II)うち母子家庭の母等 人	人	支給額 = 万円		
⑤払渡希望金融機関	金融機関名			口座の種類	普通・当座・その他	
	支店名			口座番号		
	口座名義(フリガナ)					
⑥申請書作成者						
氏名		所属部署		電話番号		

以下労働局利用欄(記入しないで下さい。)

支給決定年月日	平成 年 月 日	支給決定番号	第 号
支給決定額	円	備考	
決裁欄	[局長]	[室長]	[担当]

【注意事項】

この申請書を提出する場合は、短時間正社員制度を労働協約又は就業規則に定めた日から起算して5年以内に2人以上が制度を利用した場合に、当該対象労働者が短時間正社員制度を連続3か月以上利用したうえで、制度の適用後6か月分の賃金を支給した日の翌日から3か月以内に本社の所在地を管轄する都道府県労働局雇用均等室に提出してください。

同時に複数の労働者について申請する際は、本申請書を労働者1人につき1枚作成する必要がありますが、2人目以降の申請書は「③対象労働者」以外の欄を省略することができます。

また、提出する際には、次の書類を添付してください。

- ① 対象労働者の適用前及び適用後の労働条件通知書又は雇用契約書等（ただし新規雇入による場合は、適用後の労働条件通知書又は雇用契約書等）
- ② 賃金台帳等（対象労働者の適用前1か月分及び適用後6か月分（適用日から1か月前の日及び適用後6か月経過日までの賃金に係る分）ただし、新規雇入による場合は、適用後6か月分）
- ③ 出勤簿又はタイムカード等出勤状況が確認できる書類（対象労働者の適用前1か月分及び適用後6か月分。ただし、新規雇入による場合は、適用後6か月分）
- ④ 短時間労働者均衡待遇推進等助成金（短時間正社員制度導入促進等助成金）を受給した事業主は、本奨励金を初めて支給申請する場合に限り、現行制度を明示した労働協約又は就業規則及び当該制度の運用条件等が確認できる書類
- ⑤ 対象労働者に母子家庭の母等が含まれるとして申請を行う場合、以下に掲げるいずれかに該当する書類その他母子家庭の母等である対象労働者の氏名及び当該労働者が母子家庭の母等であることが確認できるもの
 - ・ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づき遺族基礎年金の給付を受けている者が所持する国民年金証書（写）
 - ・ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づき児童扶養手当の支給を受けていることを証明する書類
 - ・ 母子及び寡婦福祉法に基づき母子福祉資金貸付金の貸付を受けている者が所持する貸付決定通知書
 - ・ 日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）第6条第2項に規定する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度に基づき市区町村長又は社会福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第3章に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）長が発行する特定者資格証明書
 - ・ 市区町村長、社会福祉事務所長、民生委員等が母子家庭の母等であることを証明する書類
- ⑥ 対象労働者に児童扶養手当を受給している父子家庭の父（以下「父子家庭の父」という。）が含まれるとして申請を行う場合、以下に掲げるいずれかに該当する書類その他父子家庭の父である対象労働者の氏名及び当該労働者が父子家庭の父であることが確認できるもの
 - ・ 児童扶養手当法に基づき児童扶養手当の支給を受けていることを証明する書類（写）
 - ・ 日本国有鉄道改革法第6条第2項に規定する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度に基づき市区町村長又は社会福祉事務所長が発行する特定者資格証明書（写）
 - ・ 市区町村長、社会福祉事務所長が児童扶養手当の支給を受けている父子家庭の父であることを証明する書類（写）

【記入上の注意】

支給申請書は次により記入してください。

- (1) 申請者が代理人の場合、左欄に事業主の住所、名称及び氏名（押印不要）を記載し、右欄に代理人の記名押印等をしてください。
申請者が社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、左欄に事業主の記名押印等を、右欄に申請者の記名押印等をしてください。
- (2) ①欄の「常時雇用する労働者数」には、2か月を超えて使用されている者（実態として2か月を超えて使用されている者のほか、それ以外の者であっても期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含む）であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該企業の正規の従業員と概ね同等である者の数を計上してください。
- (3) ②欄の「就業規則届出日・労働協約締結日」には、当該短時間正社員制度を設けた方に○を付けるとともに、当該協約等を締結又は届け出た年月日を記載してください。
- (4) ③欄の「(2)雇用保険被保険者番号」には、支給対象者が雇用保険の被保険者に該当する場合は被保険者番号を記入してください。
- (5) ③欄の「(3)短時間正社員制度を適用した日」には、労働契約に定められた短時間正社員として雇用した日を記載してください。
- (6) ③欄の「(5)1週間の所定労働時間」には、左欄に対象労働者の所定労働時間を記載し、右欄に当該事業所で雇用する同じ職種のフルタイム正社員の所定労働時間を記載してください。
- (7) ③欄の「(6)短時間正社員になる前の状況」には、対象労働者が短時間正社員になる前の状況について、該当するものに○をつけてください。
- (8) ③欄の「(7)(6)が2の場合：短時間正社員制度の利用理由」が、育児のみを理由とする場合は支給対象となりません。
- (9) ③欄の「(8)(6)が3又は4の場合、過去3年間に当事業所の通常の労働者又は短時間正社員だった期間の有無」が「有」の場合は、支給対象とはなりません。
- (10) ③欄の「(9)他の助成金等の支給（申請）」には、対象労働者の雇入れや制度利用に関して他の助成金等の支給を受けた又は申請したことについての有無に○を付け、当該助成金等の名称を記載してください。
- (11) ③欄の「(10)本人確認」は、必ず対象労働者本人が署名・押印してください。ただし、自己都合退職、死亡等で対象労働者本人が署名・押印できない場合に限り、事業主がその理由を別添（任意様式）に記載し、署名・押印してください。
- (12) ④欄の(1)「(Ⅱ)うち母子家庭の母等」には、父子家庭の父の人数も合わせて記載してください。
- (13) ④欄の「(2)これまでの合計」には、今回の支給申請も含めた対象労働者の合計人数を記載してください。
平成22年度限りで廃止された、「短時間労働者均衡待遇推進等助成金（短時間正社員制度導入促進等助成金）」を受給又は申請する場合は、その人数も合わせた合計人数を記載してください。
- (14) ④欄の「(3)支給額」には、父子家庭の父の場合も10万円加算した額を記載してください。